

平成 27 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 27 年 4 月 24 日天草市農業委員会総会が天草市民センター大会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

3 番	川原昭雄君	6 番	森本文隆君
15 番	山下和弘君	25 番	前田達也君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

#### 4、議事日程

開 会

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議第24号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議第25号 非農地通知書交付申請について
- 日程第7 議第26号 農業委員会活動の目標及び活動計画について
- 日程第8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成 27 年第 4 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。皆様、大変お忙しい中にご出席いただきありがとうございます。先程林局長から報告がございましたとおり、今度新しく 3 名の方が異動され、4 月 1 日に辞令交付したところでございます。業務に慣れるまで暫くは大変だろうと思っておりますけれども、一日も早く業務に慣れていただきますようお願いしたところでございます。簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。それでは、本日もよろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 4 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長に申し上げます。よろしく申し上げます。

---

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、29 番、小堀田幸一委員、30 番、小川浩治委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。宮地岳町の譲受人は浄南町の譲渡人より、宮地岳町の田 864 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

2 番について説明します。志柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の田 805 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 3 番について説明します。五和町の譲受人は、和歌山県橋本市の譲渡人より、五和町の畑 1 筆 72 m<sup>2</sup>を、売買により取得したいというものです。資料③の農

地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑1筆172㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。御所浦町の譲受人は御所浦町の譲渡人より、御所浦町の畑2,143㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、デコポンを栽培される計画です。

6番について説明します。栖本町の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田3,530㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、水稻を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。二浦町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、二浦町の田1筆651㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。

8番について説明します。天草町の譲受人は、天草町の譲渡人より、天草町の田2筆3,795㎡を、贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜・水稻を栽培される計画です。

9番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1筆451㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3条の1番について説明します。所在地、地目、面積は事務局の説明のとおりです。場所は国道266号線を牛深方面に走り、宮地岳郵便局がありますが、その付近です。譲渡人は市内で飲食業をされており、2年前までは耕作をされておりましたがご主人を亡くされ農地の管理ができなくなりました。譲受人との間で売買の話が成立しました。譲受人の田の隣になりますので、管理がしやすいと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。2番について説明致します。場所は志柿町の国道から少し入ったところですが、田になっておりますけれど、今は畑にしてありトウモロコシを作っていました。譲受人は農業を兼業でされておりますけれど、トラクター、コンバイン、田植機等を家に揃えておられます。10年以上前に田から畑への利用形状変更届けを出されたのを私は覚えております。特に問題ないと思います。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。3番について説明致します。場所は五和町の給食センター付近になります。譲渡人と譲受人は親戚でございます。譲渡人は和歌山県で勤めておられます。もう天草に帰ってこられることもないということです。譲受人は高齢でありますけれど、まだ耕運機を使って元気に耕作されておりますので、なんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について、担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。場所は国道沿いにあ

る直売所付近でございます。現在少し荒れた状態でございますが、高菜を作ることには特に問題ないと思われま。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番について、担当委員より説明をお願いします。

○37番（平岡秀樹君） 37番、平岡です。5番について説明申し上げます。場所は御所浦島本島東側にあり、日当たりも風当たりも申し分ないところでございます。書類につきましては、問題なく揃っております。現地には露地のデコポンが植えられてあります。これは譲受人が昔植えられたものでありまして、先日の調査により持ち主が判明したので今回の売買が成立したということです。譲受人は屋根掛けデコポン、露地デコポン、屋根掛け桃、露地桃等を精力的に営んでおられます。なんら問題ないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について、担当委員より説明をお願いします。

○21番（宮崎義一君） 21番、宮崎です。6番について説明致します。これは親から子への移譲でございます。現在も全て耕作してあります。それを現状維持で作っていくということでございますので、何も問題ないと思われま。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番について、担当委員より説明をお願いします。

○36番（梅田良二君） 36番、梅田です。7番についてご説明致します。譲受人と譲渡人は元々亀浦で隣同士におられました。田も亀浦新田の真ん中で上下であります。譲渡人と譲受人の話がまとまり売買ということになりました。譲受人は現在も耕作されておられるので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に8番について、担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。8番についてご説明致します。譲渡人と譲受人は、兄弟の関係であります。元々は譲受人が管理をしておられましたが、譲渡人が耕作できないということで、贈与での所有権移転となります。特に問題はないと思われまのでご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に9番について、担当委員より説明をお願いします。

○20番（橋本正寛君） 20番、橋本です。9番について説明申し上げます。譲渡人の田を譲受人の親の代から小作していたということで、今度売買にて譲っていただいたそうです。私も現地確認に行きましたけれども、なんら問題はないのではないかと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本渡町の申請人は事務所及び駐車場とするため、本渡町の畑541㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番(松原高弘君) 31番、松原です。1番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり事務所及び駐車場として転用したいということです。場所は県農業試験場近くで、現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。現在借家で運転代行業を営まされていますが駐車場が不足しているため、自己所有地に移転したいというものです。給水は市水より、生活雑排水等は公共下水へ、雨水は道路側溝を利用されます。隣接同意書も添付してあり特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。栢宇土町の申請人は個人住宅とするため、栢宇土町の畑1568㎡のうち548㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。



○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。4条の2番について説明致します。この案件は去年の11月に農用区域からの除外申請が出され、転用見込みがあると決定したものです。住宅を建てたいというものです。場所は国道266号線のJA 栢宇土支所付近です。申請地付近に申請者の家があるのですが、その家が古くなったことと、両親と子供夫婦も同居しており手狭になったということと、家の後ろが地滑り地帯になっており同じところに家を建てられないということで、スクリーンにあります農地に家を建てたいということでございます。給水は市の上水道、生活雑排水等は合併浄化槽を経て水路に放流します。周囲の隣接者からの同意書、区長からの排水同意書も添付されておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。下浦町の申請人は農業用倉庫とするため、下浦町の畑341㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用区域内農地となっております。農用区域内農地は原則許可することができませんが、農業用施設を建設する場合等は許可することができます。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。3番について説明致します。まず場所は、下浦町の山の中です。そして篤農家で果樹専業農家です。スクリーンの写真の奥に家が映っておりますけれど、その周囲の土地も自分の土地で耕作されております。デコポン、ポンカンを作っておられますけれども、貯蔵庫が足りないということで、自分の土地に倉庫を建てたいということです。見積書等も全て出してあります。特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(瀧本由一君) 4番について説明します。五和町の申請人は、貸駐車場としたいため、五和町の畑2筆669㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する駐車場で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番(山本隆久君) 27番、山本です。4番について説明致します。場所は佐伊津の金ヶ丘交差点から天草病院の方へしばらく行ったところの道路脇です。ここは既に駐車場として利用してありますので、始末書が添付されております。周囲の同意も取っておりますので、特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それではご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(寺澤大介君) 5番について説明します。栖本町の申請人は植林するため、栖本町の畑3,123㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長(鶴田雄士君) 次に担当委員より説明をお願いします。

○21番(宮崎義一君) 21番、宮崎です。5番について説明致します。場所は3条の6番案件より少し上になります。畑として管理することが難しいということで、植林して管理したいということです。隣接地には迷惑を掛けないよう十分距離を取って植林するということがございましたので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。志柿町の申請人は太陽光発電施設を設置するため、志柿町の田1,502㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。6番について説明致します。スクリーンをご覧ください。奥にトラックが見えますが、あそこは志柿町の国道です。太陽光発電施設を設置したいということですが、書類は経済産業省の認定通知書等全て揃っています。周囲の同意も揃っております。以上でございます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。本町の譲受人は病院施設用地とするため、本町の譲渡人から本町の畑857㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。1番について説明致します。場所は本町に入りますとすぐ病院施設がありますが、施設の横に畑がありますがそこを職員の駐車場にしたいということで、今回申請が挙がっております。お客さんも多くどうしても駐車場が足りないということです。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。佐伊津町の借受人は個人住宅を建築するため、佐伊津町の貸渡人から佐伊津町の畑431㎡を使用貸借契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は土地改良事業の区画整理がされているため第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する住宅の場合は許可することができます。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。2番について説明致します。事務局説明のとおり住宅の隣になっております。場所は佐伊津の登りかけのところになります。周囲に影響がある畑はないようですので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。佐伊津町の譲受人は駐車場とするため、奈良県の譲渡人から佐伊津町の田303㎡、畑29.07㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。3番について説明致します。場所は佐伊津にありますロッキー付近の住宅が沢山建っているところになります。ここは道が狭くて建物も宅地いっぱい建っていますので、周囲の方々が駐車場をほしいという話があるそ

うです。事業計画では8台程駐車する計画です。周囲はほとんど宅地で駐車場にしても耕作への影響はないかと思えます。区長の同意も取っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、貸駐車場としたいため、愛知県田原市の譲渡人から、五和町の畑1筆511㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、集落に接続する駐車場で例外規定に当てはまるため許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。4番について説明致します。これは先程4条の4番案件で挙がっておりました駐車場の一角です。場所や計画は4条4番と同じになり特に問題ないと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。五和町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、五和町の譲渡人から、五和町の田1筆334㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地は原則転用許可できませんが、非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途で、例外規定に当てはまるため許可することができることとなっ

ております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。5番について説明致します。場所は天草市五和支所から城河原線を少し行ったところの道路脇になります。すぐ隣に家も建っています。申請地近くに親も住んでおるので、親の近くに家を建てたいとのこと。特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。五和町の譲受人は、病院用地としたいため、五和町の譲渡人から、五和町の畑2筆3,494㎡田1筆4,328㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。6番について説明致します。この申請地も昨年農振農用地からの除外申請があったところがございます。リハビリ施設及び駐車場、運動広場を作りたいとのこと。特に問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 7番について説明します。南町の借受人は、太陽光発電施設を設置したいため、五和町の貸渡人から、五和町の畑4筆2,440.75㎡、田2筆314㎡を賃貸借

契約により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。7番について説明致します。申請地は天草空港の近くになります。農振農用地からの除外が許可されたため、今回申請されました。周囲の土地は貸渡人の土地でして、同意書は必要ありません。また、区長より排水同意をいただいておりますので、よろしくご審議いただきたいと思っております。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 8番について説明します。深海町の借受人は、造船所用地としたため、深海町の貸渡人から、深海町の畑2筆2,393㎡を賃貸借契約により借り受け転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○23番（滝下清三郎君） 23番、滝下です。8番について説明致します。まず場所から説明致しますと、深海湾の1番奥になり、埋立地で、船で行かなければいけないところでございます。10年位前から荒れ地で造船所が船揚場所として使用されているところでございます。現在船を4艘揚げてあります。裏は山で外に迷惑が掛かることはありません。始末書も付けてあります。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 24 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第 24 号について説明します。資料②の 6 ページからご説明致します。1 番の所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 19 件、再設定の計画が 14 件、転貸の計画が 9 件合計で 43 件、総面積は 84,941 ㎡となっております。なお、6 ページに上程しておりますのが所有権移転の計画でございますが、1 番については、田 1 筆、3,230 ㎡を売買により取得される予定です。1 番の譲受人（あっせん候補者）ですが栖本町で「肉用牛の一貫経営」を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地で、飼料稲、水稻を栽培される計画です。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転貸分が 9 件でございます。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、資料②の 14 ページ審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありますか。

（ありませんの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました所有権移転 1 件、利用権設定 42 件につきまして質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 25 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） お手元の資料②及び前方のスクリーンをご覧ください。議第 25 号について説明します。資料②の 15 ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、下浦町 1 件、総面積は 762 ㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、16 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を、交付申請書の現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、1 筆ごとにスクリーンで映しますので、その時にご意見



を伺いたいと思います。

○事務局（瀧本由一君） 資料②15 ページの1番、下浦町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 説明のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1番は山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、議第26号、農業委員会活動の目標及び活動計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 議第26号、農業委員会活動の目標及び活動計画につきまして、ご説明致します。お手元の資料⑤をご覧ください。1ページから8ページまでが平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。9ページから12ページまでが平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案でございます。本件につきましては、5月に入りましてから市のホームページに掲載させていただきまして、市内の農業者の皆様からの意見を募りまして、その上で農業委員会総会にてご審議いただくことになっております。それでは、内容につきましてご説明させていただきます。

まず1ページは総会の状況と議事録の作製業務についてでございます。次に2ページが3条の許可申請件数、4条5条の件数・審議状況等につきましてでございます。3ページは、市内の農業生産法人が現在9つございまして、その報告状況についてを掲載しております。下段は情報の提供等ということで、賃借料情報の調査・提供、権利移動等の状況把握、農地基本台帳の整備状況になります。4ページは地域の農業者からの意見になりますが、これは1ヶ月ホームページに掲載して皆様から意見を募った結果を記載するようになっております。それから5ページでございますけれども、遊休農地に関する評価ということで、遊休農地が41haということになっております。昨年度は目標を7haとおきまして、実績は9haということで、達成状況は128.6%になりました。次に目標達成に向けた活動の計画と実績等を掲載しております。次は6ページをご覧ください。市内の農家数、農業生産法人数、認定農業者数ということで26年度の目標を10経営増加と掲げておりましたが、実績は5経営増加となっております。評価と致しましては、引き続き農業委員会だけではなくて、農業振興課と連携し活動推進を行っていく必要があると評価しております。7ページは担い手への農地の利用集積ということで、集積目標を80haとしており、実績としては61haの達成でございまして、達成状況は76.2%でございました。次は8ページでございます。違反転用への適正な対応ということで、昨年度の違反転用面積が1haと表示しておりますが、実際は0.3haでございました。

9 ページからは平成 27 年度の目標及び達成に向けた活動計画案ということにしております。今年度も遊休農地の解消目標は 7ha ということで、活動計画内容につきましても昨年度と同じようなことで農業委員の皆様と事務局で遊休農地の解消に向けて努力していきたいと掲載しております。次は 10 ページですが、認定農業者等の 27 年度の目標と活動計画案ということで、農業振興課と話し合いました、14 経営増加を見込もうと計画しております。続いて 11 ページになりますが、こちらは担い手への農地利用集積ということで目標を 70ha と計画しております。最後の 12 ページですが、違反転用への適正な対応ということで解消面積の目標は 1ha と掲げておりますけれど、違反を発見次第是正していくよう勧告していくということで地道な努力をさせていただきたいと考えております。

以上でございますけれども、26 年度の実績に対する評価、27 年度の目標と計画を提案させていただきました。もしよろしければ、これをホームページに掲載させていただきまして、1 ヶ月間市内の農業者の皆様の意見を募って、その結果を踏まえて次の総会におきまして再度皆様にご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から平成 26 年度活動評価及び平成 27 年度の目標活動計画について説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問はございませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご意見がなければ、まずは議案のとおり市のホームページに掲載し農業者の意見を募集することに致します。本件につきまして農業者の意見を踏まえたところで最終案を再度皆様にお諮りすることになりますので、よろしくお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程 8、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 報告事項につきましては、農地利用形状変更届けが本渡 1 件、新和で 2 件あり、盛り土して田を畑として利用するものでした。許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもって、平成 27 年天草市農業委員会第 4 回総会を閉会致します。

午後 3 時 00 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 小堀田幸一

署名委員 小川浩治

